

KSG埼玉ホビースタジオ東松山

3会場共通規約

この会場規約（以下「本規約」といいます。）は、ハッピーズ有限公司（以下「当社」といいます。）が運営する次の3会場に共通して適用し、各会場で開催する当社主催のオークション（以下、総称して「本オークション」といいます。）の参加・利用条件を定めるものです。

KSG埼玉ホビースタジオ東松山会場

KSG埼玉ホビースタジオ東松山ONE会場

KSG埼玉ホビースタジオ東松山DUTCH会場

本オークションのオンライン配信には、オンラインライブオークションサービス「イージービッド」を利用します。当社は会場運営及びオークションの主催を担い、本規約における当社の表示はイージービッドのサービス提供者を意味しません。

参加者は、EZBid一般利用規約及び本規約に従って本オークションに参加できます。これらの規約に同意しない場合、本オークションには参加できません。

第1条（用語の定義）

第1項 本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使います。

第1号 「参加者」とは、イージービッドの一般利用規約に基づくサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）とは別に、当社との間で本オークションへの参加契約（以下「参加契約」といいます。）を締結した者（法人を含みます。）で、古物営業法第3条による許可を受けた者をいいます。

第2号 「売主」とは、参加者のうち、古物を本オークションで出品・販売する者（法人を含みます。）をいいます。

第3号 「買主」とは、参加者のうち、本オークションにて古物を購入する者（法人を含みます。）をいいます。

第4号 「古物」とは、古物営業法第2条第1項で規定する古物をいいます。

第5号 「オンライン市場」とは、本オークションがイージービッドによって配信されたものをいいます。

第2条（規約の変更）

第1項 当社は、本規約を参加者の一般の利益に適合する場合又は利用規約の目的に反せず、かつ、合理的なものである場合に変更することがあります。この場合、参加者は、料金その他提供条件において変更後の規約の適用を受けることに合意します。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

（変更例）

- ・ 新サービスの追加
- ・ 旧サービスの陳腐化に伴う廃止

- ・ 違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
- ・ 違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- ・ サービスの品質を維持するための料金増加

第2項 本規約を変更するときは、当社ホームページ、その他当社が別に定める方法により通知します。

第3条（本オークションの開催）

第1項 本オークションは、以下の場所において、毎月不定期にて開催します。開催日時は事前に「イージービッド」のホームページにて告知を行います。

【会場情報】

住 所：〒355-0072 埼玉県東松山市石橋1581-1-A

連 絡 先：050-3154-1168 / 090-1977-6470

運営責任者：ハッピーズ有限公司（法人番号：7300002005290）

代表者名：北園健二郎

第2項 本オークションの開催日時・場所に関して変更がある場合には、イージービッドのホームページにて告知を行います。

第4条（出品手数料）

第1項 KSG埼玉ホビースタジオ東松山会場の出品手数料

売主は、当社に対し、KSG埼玉ホビースタジオ東松山会場に出品するにあたり、出品手数料として、下記の金額を支払うものとします。

- 第1号 成約額が1円～4,999円の場合、成約額の30%（消費税込）の金額
- 第2号 成約額が5,000円～29,999円の場合、成約額の20%（消費税込）の金額
- 第3号 成約額が30,000円～99,999円の場合、成約額の15%（消費税込）の金額
- 第4号 成約額が100,000円以上の場合、成約額の10%（消費税込）の金額

第2項 KSG埼玉ホビースタジオ東松山ONE会場の出品手数料

売主は、当社に対し、KSG埼玉ホビースタジオ東松山ONE会場に出品するにあたり、出品手数料として、下記の金額を支払うものとします。

- 第1号 成約額が1円～4,999円の場合、成約額の30%（消費税込）の金額
- 第2号 成約額が5,000円～29,999円の場合、成約額の20%（消費税込）の金額
- 第3号 成約額が30,000円～99,999円の場合、成約額の15%（消費税込）の金額
- 第4号 成約額が100,000円以上の場合、成約額の10%（消費税込）の金額

第3項 KSG埼玉ホビースタジオ東松山DUTCH会場の出品手数料

売主は、当社に対し、KSG埼玉ホビースタジオ東松山DUTCH会場に出品するにあたり、出品手数料として、下記の金額を支払うものとします。

- 第1号 成約額が1円～4,999円の場合、成約額の30%（消費税込）の金額
- 第2号 成約額が5,000円～29,999円の場合、成約額の20%（消費税込）の金額
- 第3号 成約額が30,000円～99,999円の場合、成約額の15%（消費税込）の金額
- 第4号 成約額が100,000円以上の場合、成約額の10%（消費税込）の金額

なお、当社の判断により必要と認めるときは、売主と別途協議し、売主は、第1項から第3項までの定めにかかわらず、同協議の結果に従って出品手数料を支払うものとします。

第5条（本オークションへの参加方法）

- 第1項 参加者は、イージービッドの利用、又は、来場により本オークションに参加できます（以下、前者を「オンライン参加」、後者を「現地参加」といいます。）。但し、次のいずれかに該当した場合は、この限りではありません。
 - 第1号 参加者の古物営業法第3条による許可が取り消された場合
 - 第2号 参加者が一般利用規約又は本規約に違反した場合
 - 第3号 その他当社が参加不相当と判断した場合
- 第2項 現地参加の場合、参加者は、当社に対し、本オークション開催日前日までに参加申請を行います。
- 第3項 売主は、当社に対し、イージービッドを経由して出品を希望する古物（以下「出品物」といいます。）がある旨の連絡をし、当社の指示に従い、当社指定の日時に出品物をKSG埼玉ホビースタジオ東松山会場まで搬入します。
- 第4項 買主は、オンライン参加か現地参加かを問わず、イージービッドを利用して落札の意思表示をします。
- 第5項 買主は、本オークション開催前にイージービッドを利用して登録した受取希望方法（以下「受取方法」）にて、当日落札した古物（以下「落札物」といいます。）を引き取ります。

第6条（売主の責務）

- 第1項 売主は、売主登録申請において、当社へ適格請求書発行事業者登録番号（通知が未達の場合は申請月及び申請中である旨）を申告します。ただし、免税事業者である場合はこの限りではありません。なお、適格請求書発行事業者登録番号の有無、登録番号に変更がある場合は、速やかに当社又は当社が指定する者に通知するものとします。
- 第2項 売主は、出品物を段ボール箱又は金属製の箱に入れて搬入します。
- 第3項 売主は、当社が管理等を目的として、出品物に荷札等をつけることを承諾します。

- 第4項 売主は、次の古物を搬入及び出品することはできません。以下、当該古物を「出品禁止品」といいます。
- 第1号 盗難された物
 - 第2号 違法に入手した物
 - 第3号 当社が定めるオークション出品基準に合致しない物（以下「基準外品」という）
 - 第4号 ワシントン条約に違反する物
 - 第5号 剥製・毛皮・象牙等、動物製品
 - 第6号 その他、当社が不適当と判断した物
- 第5項 売主は、搬入した出品物に出品禁止品が含まれており仕分けが必要になった場合、当社に対して、1カーゴあたり1100円の作業料を銀行振込又は現金払いにて支払います。
- 第6項 売主は、落札されなかった古物（以下「流札品」といいます。）及び出品禁止品を、当該オークション開催日を1日目として6日目までに当該会場から搬出するものとします。同日までに当社へ引取予定日時を連絡した場合は、開催日を1日目として14日目まで搬出期限を延長できます。ただし、無料保管期間は延長されません。
- 第7項 無料保管期間は、開催日を1日目として5日目までとします。6日目から搬出完了日まで、搬出当日を含め、同じ売主の保管料対象商品の体積を合計し、その合計の0.1㎡未満の端数を切り上げ、0.1㎡につき1日110円（消費税込）の保管料を計算します。売主は、銀行振込又は現金払いにより支払うものとします。
- 第8項 搬出期限を過ぎた流札品及び出品禁止品については、第7条第8項から第13項までを準用します。この場合、同条の「買主」は「売主」に、「落札物」は「流札品又は出品禁止品」に読み替えます。

第7条（買主の責務）

- 第1項 買主が受取方法として当該会場での現地引取を選択して落札した場合、買主は、当該オークション開催日を1日目として6日目までに、落札物の引取及び搬出を完了するものとします。引取期限と無料保管期間は異なり、6日目の引取には第6項の保管料が発生します。
- 第2項 前項の期限内に引取及び搬出ができない場合、買主は、開催日を1日目として6日目までに当社へ引取予定日時を連絡することにより、14日目まで引取及び搬出の期限を延長できます。この場合も無料保管期間は延長されず、6日目以降の保管料が発生します。
- 第3項 買主が受取方法として宅配便発送を選択して落札した場合、買主は、受取方法選択時に提示された1箱あたりの配送料金に基づき、最終的に確定した発送箱数に応じた配送料を支払うものとします。
- 第4項 前項の発送時の箱数は、落札物の数量、サイズ、重量及び梱包上の安全性を考慮して当社の合理的な基準により決定するものとし、買主はこれに同意するものとします。
- 第5項 買主が登録済みの受取方法以外の方法で落札物の受取を希望する場合、買主は、速やかに受取希望方法等を当社に連絡し、当社の承諾があった場合に限り、所定の方法で落札物を引き取るものとします。

- 第6項 現地引取の落札物の無料保管期間は、開催日を1日目として5日目までとします。6日目から搬出完了日まで、搬出当日を含め、同じ買主の保管料対象商品の体積を合計し、その合計の0.1m³未満の端数を切り上げ、0.1m³につき1日110円（消費税込）の保管料を計算します。買主は、銀行振込又は現金払いにより支払うものとします。例えば9月9日開催の場合、9月13日まで無料、9月14日から有料となります。
- 第7項 宅配便発送について、当社側の梱包又は発送待ちのみを理由として保管料を請求しません。ただし、送料未払い、送付先未回答その他買主側の事情で発送できない場合、当社は必要な対応内容及び対応期限を通知します。対応期限は、通知が買主に届いた日の翌日を1日目として2日目までとし、その翌日から、買主側の必要な対応がすべて完了した当日まで、第6項と同じ単価、体積の合算及び端数処理により保管料を計算します。この開始日は、開催日からの無料保管期間とは別に取り扱います。必要な対応完了日の翌日以降、当社側の梱包又は発送待ちには保管料を加算しません。
- 第8項 引取及び搬出の期限を過ぎた場合、当社は対象商品及び最終引取期限を明示して催告します。最終引取期限は、催告が相手方に届いた当日を1日目として14日目までとします。催告後の猶予期間中も、既に発生している保管料は継続して計算します。催告は、届け出済みのLINE、電子メール、書面又は電話で行い、通知内容及び到達を確認できる記録を残します。電話では本人又は担当者へ対象商品及び最終引取期限を伝え、通話日時、相手の氏名及び伝えた内容を記録します。
- 第9項 期限超過商品の廃棄、再出品又は売却については、一般的な規約同意とは別に、処分条件及び費用負担を明示した確認欄を設け、署名又は電子チェックにより委託の同意を記録します。当社は委託者が商品の所有者又は所有者から処分権限を与えられた者であることを確認し、権限を確認できない商品は処分を保留します。催告の到達を確認できない場合も、送信日から期間を計算せず、処分を保留して弁護士に手続を確認します。
- 第10項 処分権限及び必要な手続が確認された場合の処分方法は、当社が商品の状況に応じて判断します。売却が見込める商品は再出品又は売却を優先し、売却が難しい商品又は売却代金より必要な費用が大きくなる見込みの商品は廃棄を検討します。再出品で売れなかった場合は、当社が再出品の継続又は廃棄への切替えを判断します。
- 第11項 廃棄処分費用は、1kgにつき550円（消費税込）、又は1m³につき1,100円（消費税込）のいずれか一方とし、品目に応じて当社が基準を選び、処分前に相手方へ通知します。同じ費用負担者の同時に廃棄する商品の重量又は体積を合計し、重量は1kg未満、体積は0.1m³未満の端数を切り上げます。特別な処分費用がかかる品目については、外部処分業者への支払い等の実費に、上記いずれかの処分費用を加算します。実費は請求書又は領収書等により確認できるものとします。費用は銀行振込又は現金払いにより支払うものとします。
- 第12項 再出品又は売却により得た代金から、未払い保管料及び売却に必要な費用を差し引き、残額を所有者へ返還します。不足額が生じた場合は、流札品については売主、落札物については買主へ請求します。当社は売却代金、費用及び精算内容を記録します。
- 第13項 再出品又は売却待ちの期間も保管料を加算し、成約又は売却が成立した当日まで計算します。その翌日以降は元の所有者へ加算しません。廃棄の場合は、実際に廃棄した当日まで計算します。ただし、当社側の都合により廃棄が遅れた日数分は加算しません。

第8条（当社の責務）

- 第1項 当社は、売主より搬入された出品物及び落札物（以下「保管物」といいます。）について、参加者からの委託を受け、善良なる管理者の注意義務をもって屋内、コンテナ内又は屋外にて保管します。商品の性質に応じて保管場所を選び、雨又は湿気等により傷みやすい商品は、屋内等の必要な保護ができる場所に保管します。
- 第2項 保管物が紛失又は盗難に遭った場合、及び当社側の取扱い又は保管上の不注意により破損、水濡れ等が生じた場合、当社は、所有者と協議の上、補償に対応します。
- 第3項 未落札品の補償額を協議する際の上限は、出品受付時に売主と当社が合意して記録した商品評価額とします。評価額の合意又は記録がない場合は、最低落札価格を自動的に上限とせず、事故直前の商品の状態及び同等品の取引価格等を基に損害額を協議します。落札済みの商品の上限は、実際の落札額とします。ただし、当社側の故意又は重大な過失による損害には、これらの補償上限を適用しません。
- 第4項 修理できる破損については、所有者と協議し、修理による原状回復又は妥当な修理費の負担により対応します。修理しても事故前の状態又は機能に戻らない損傷や価値の低下が残る場合は、金銭補償も含めて所有者と協議します。
- 第5項 当社は事故を把握した場合、速やかに所有者へ連絡し、商品の写真、事故の状況及び対応経過を記録します。

第9条（出品物の保証および現状有姿取引の原則）

- 第1項 本オークションにおける出品物は、原則としてすべて現状有姿（真贋、品質、欠損の有無等について一切の保証がない状態）での取引とします。買主は、出品物が真贋不明品、動作未確認品、または瑕疵（キズや不具合）を含む可能性があることを完全に承諾・合意の上で入札するものとし、落札後にこれらを理由とするキャンセル、返品、減額請求、その他の請求を一切行うことはできません。
- 第2項 前項の規定にかかわらず、売主が自らの責任において出品物に特定の保証を付与することを希望する場合に限り、売主は当社所定の「出品票」に保証の対象（真贋、動作保証等）、保証期間、および返品条件等の必要事項を明記して出品するものとします。
- 第3項 前項に基づき「出品票」が添付された出品物（以下「保証あり品」という）において、記載された保証内容に反する事実（模造品であること、または不具合等）が保証期間内に判明した場合、買主は売主に対し、出品票の記載内容に基づき返品または返金の請求を行うことができるものとします。この場合、売主は自らの費用と責任において、速やかに買主への返金等の対応を行う義務を負います。
- 第4項 前項のトラブルが生じた場合、返金等の義務を負うのは売主であり、当社は当該トラブルについて一切の責任を負わず、売主と買主との間で直接解決するものとします。

第 10 条（買主の未払いによる落札の取消し等）

- 第 1 項 買主が EZBid 一般利用規約第 10 条第 3 項に定める支払期限までに落札代金及び落札手数料（以下「落札代金等」という。）の全額を支払わない場合、売主は、当社を通じて、買主に対し、LINE、電子メールまたは電話等のうちいずれかの方法により、相当の期間を定めて支払いを催告します。
- 第 2 項 買主が前項の支払期間内に落札代金等を支払わなかった場合、売主は、落札物を対象とする売買契約を解除します。
- 第 3 項 買主が EZBid 一般利用規約第 10 条第 3 項に定める支払期限までに落札代金等を全額支払わず、かつ、同支払期限の翌日から3日を経過しても当社を通じて買主と連絡が取れない場合、売主は、第 1 項の催告を要することなく、落札物を対象とする売買契約を解除します。
- 第 4 項 第 2 項又は前項により落札物を対象とする売買契約が解除された場合、当社は、売主と協議の上、解除日以降に開催される本オークションに再出品する、又は、売主へ返却することができます。
- 第 5 項 第 2 項又は第 3 項により売買契約が解除された場合、買主は、ペナルティーとして 33,000円（消費税込）、売主への支払いとして落札額の40%相当額、及びシステム利用料として落札額の10%相当額の合計額を、解除日から1週間以内に当社指定の口座へ振り込む方法により支払うものとします。
- 第 6 項 落札代金等の未払いにより発生した催告通知に関する費用、落札物の保管費用、その他一切の事務手数料は、買主が負担します。
- 第 7 項 当社は、第 1 項乃至第 3 項に関する事情につき、イージービッドの運営へ報告します。
- 第 8 項 第 1 項の買主により落札代金等の未払いがあった場合、当社は、当該買主が当社主催のオークションへ参加することを拒否することができます。
- 第 9 項 第 4 項により落札物が再出品され、それによる落札価格が第 1 項の落札代金の金額を下回った場合、第 5 項の違約金に加えて、当社又は売主は、買主に対し、その差額を損害として賠償請求することができます。

第 11 条（禁止事項）

- 第 1 項 参加者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
- 第 1 号 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
- 第 2 号 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- 第 3 号 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 第 4 号 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
- 第 5 号 わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- 第 6 号 イージービッドにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為

- 第7号 ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- 第8号 参加者が直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器の設備等に不正にアクセスする行為
- 第9号 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- 第10号 当社もしくは第三者の設備等又はサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、その他イージービッドの提供を妨害する行為
- 第11号 賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
- 第12号 違法行為（拳銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- 第13号 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を掲載し、又は第三者にあてて送信する行為
- 第14号 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報又はこれらのおそれのある情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等されることを助長する行為
- 第15号 第三者に著しく迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為
- 第16号 一般利用規約又は本規約に違反すること（本規約第10条第5項規定の違約金の未払いも含みます。）
- 第17号 虚偽の情報によりオークションに参加すること
- 第18号 参加者たる地位を第三者と共有すること
- 第19号 参加者として取得した第三者の秘密を漏洩すること
- 第20号 その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
- 第21号 本オークションの開催・進行を妨害する行為
- 第22号 前各号のおそれがあると当社が認める行為
- 第23号 その他、当社がイージービッドの参加者として相応しくないと判断する行為
- 第2項 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、参加者はこれを遵守するものとします。

第12条（情報等の保管及び消去）

- 第1項 当社は、参加者がイージービッドの利用又は本オークションへの参加を通じて登録等をした情報について、イージービッド提供設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。

- 第2項 当社は、参加者がイージービッドを利用することによって生ずる通信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は、当該情報の開示請求を受けるものではありません。
- 第3項 当社は、当社が管理し削除権限を有する情報に限り、登録時の目的を達成し、当社における会場運営上の利用が不要となったものを、参加者への通知を要しないで消去できるものとします。
- 第4項 当社は、参加契約が解除された場合、当社が管理し削除権限を有する登録情報に限り、解除日の翌日以降に消去できるものとします。
- 第5項 当社は、本条による登録情報の消去により参加者及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第13条（損害賠償責任の制限）

- 第1項 当社は、参加者に対して、本オークションへの参加に伴い、当社の責めに帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。

第14条（当社の免責）

- 第1項 当社は、以下の場合において、本規約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償及びその他の責任を負いません。
- 第1号 イージービッドが停止、中止又は廃止された場合
- 第2号 災害等、当社の責に帰すべき事由がない場合
- 第3号 参加者による各種の情報、コンテンツ、データ又はソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合
- 第4号 参加者が用意したイージービッド利用に必要な設備・機器、インターネット接続環境がイージービッドに適合しない場合又は不具合がある場合
- 第5号 参加者の利用目的がイージービッドに適合しない場合
- 第6号 参加者が申込書等に虚偽の内容を記載した場合
- 第7号 参加者が申込書等記載の内容の変更の通知を怠った場合
- 第8号 出品物・落札物が贋作だった場合
- 第9号 落札物が別のオークション会場へ輸送中に毀損・紛失した場合
- 第10号 第10条第3項により売主と買主との間における売買契約が解除された場合
- 第11号 その他オンライン市場にて成立した取引について参加者間でトラブルが生じた場合
- 第2項 その他、本オークションに関する当社の責任は、本規約に規定する範囲に限られ、直接又は間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、参加者又は第三者に対し、一切の補償及び責任を負いません。

第15条（秘密情報の取扱い）

- 第1項 以下のいずれかの条件に該当するものを参加契約における秘密情報とします。

- 第1号 書面上秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
- 第2号 記録媒体もしくは電子データ上で秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
- 第3号 口頭で秘密である旨を明示して開示された情報のうち、開示の時から30日以内に書面上又は電子データ上秘密である旨を明示して相手方に送付された情報
- 第2項 前項にかかわらず、以下のいずれかの条件に該当する場合は秘密情報とみなさないものとします。
- 第1号 開示を受けた当事者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- 第2号 第三者から秘密保持義務を負わず正当に入手した情報
- 第3号 開示を受けた当事者が独自に開発した情報
- 第4号 開示を受けた当事者の故意・過失によらず公知となった情報
- 第3項 秘密情報を利用する場合は、以下の取扱いを行うものとします。
- 第1号 参加者及び当社は、参加契約を締結するに至った遂行目的以外の目的で秘密情報を利用、複製、持ち出し（社外への電子メールによる送信を含む。）を行わず、秘密として保持するものとします。
- 第2号 参加者及び当社は、事前に相手方の承諾もなく、第三者に対して秘密情報を開示せず、秘密として保持するものとします。
- 第3号 参加者又は当社が、それぞれ過半数の株式を保持しもしくは保持される関係にある会社（以下「関連会社」といいます。）は、前号の第三者に該当せず、遂行目的の範囲内において、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。但し、参加者又は当社は、当該関連会社に対して、自己と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件とします。また、当該関連会社の義務違反につき全責任を負うものとします。
- 第4号 参加者及び当社は、秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって適切に管理するものとします。
- 第5号 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員、退職者、派遣社員及び常駐する協力会社の社員に対して秘密保持義務を遵守するよう適切に教育、指導及び管理監督するものとします。
- 第6号 参加者及び当社は、事前に相手方の承諾を得て、秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対して自己と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反につき全責任を負うものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

- 第1項 本条各項において、参加者及び当社は、業務を遂行するために開示を受けた個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する事項を定めるものとします。
- 第2項 参加契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であり、全ての個人に関する氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の記述、画像又は音声等により特定の個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人

を識別できるものを含む。）、及びこれに付随して取り扱われる個人に関する全ての情報をいうものとします。

- 第3項 参加者及び当社は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報を、事前に相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な最小限の範囲を越えて、複写、複製、加工し、又は第三者に開示又は漏洩しないものとします。また、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用しないものとします。
- 第4項 参加者及び当社は、個人情報を、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとします。
- 第5項 参加者及び当社は、個人情報を破損・損失のないよう十分注意して取り扱い、個人情報に対して、不正なアクセス、漏洩、盗用、滅失又は毀損等がない様に安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。
- 第6項 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員・退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員に対して個人情報を保護するように適切に教育・指導・管理監督するものとします。
- 第7項 参加者及び当社は、必要な業務が終了した場合、及び個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイル又は個人情報書類等媒介物が存在する場合には、相手方の責任において個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄するものとします。
- 第8項 参加者及び当社は、相手方又は再委託先において相手方から開示された個人情報を漏洩、盗用、流出、紛失する等の事故発生の事実、又は発生のおそれがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 第1項 参加者は、当社に対し、反社会的勢力の排除に関する次の各号を表明し保証するものとします。万が一、自己の違反を発見した場合は、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
- 第1号 自ら又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」といいます。）が「反社会的勢力」（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。）でないこと
- 第2号 自ら又は役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
- 第3号 自ら又は役員等が第三者を利用して、相手方及び相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと
- 第2項 当社は、参加者について前項の表明ないし保証に反する事実が判明したとき、又は次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく、当社と参加者との間

で締結した参加契約及び関連契約の全部又は一部を解除することができます。この解除対象に、イージービッドのサービス利用契約そのものは含みません。

- 第1号 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、当該団体関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）である場合、又は暴力団等であった場合
- 第2号 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、及び脅迫的言辞を用いるなどした場合
- 第3号 殊更に、自身が暴力団等である旨を伝え、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
- 第4号 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損した場合、もしくは毀損するおそれのある行為をした場合
- 第5号 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、もしくは妨害するおそれのある行為をした場合

第18条（解除）

- 第1項 当社は、参加者が次の各号に該当した場合、何ら催告なくして、参加契約を解除できるものとします。
 - 第1号 参加契約及び同契約に付随して本オークションに関して締結された契約に基づき発生した債務の全部、又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず当該期間内に履行しない場合（なお、当社及び参加者は、本契約が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、仮に軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。）
 - 第2号 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本規約に違反する場合
 - 第3号 自己の振り出した手形、又は小切手が不渡りとなった場合
 - 第4号 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
 - 第5号 第三者より仮差押え、仮処分、又は強制執行を受けた場合
 - 第6号 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合
 - 第7号 解散の決議をした場合
 - 第8号 その他信用状況が悪化、又はそのおそれがある場合に、担保の差入要請に応じなかった場合
 - 第9号 参加者の古物営業法第3条に規定された許可が取り消された場合
 - 第10号 その他一般利用規約又は本規約に違反した場合

第19条（協議解決）

- 第1項 本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決します。

第 2 0 条（合意管轄）

- 第 1 項 本規約及び参加契約に関する訴訟については、訴額に応じ、さいたま地方裁判所熊谷支部もしくは熊谷簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 1 条（準拠法）

- 第 1 項 本規約及び参加契約は、効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。

附 則

（実施期日） 本規約は、令和8年9月9日から実施します。

（改定） 令和8年9月9日一部改定